

「生徒に対する性暴力等の防止及び根絶に向けた校内ルール」

- 1 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。
(小窓等を通して外から見えるところで行う。生徒指導上やむを得ない場合は管理職に相談する)
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ドアの小窓にポスター等の掲示物は貼らず、外から誰も見えないようにする。
 - ・部屋を一人の教職員が管理しないよう鍵を職員室、事務室で管理する。
- 3 私的な電話、メール、SNS 等によるやりとりはしない。
- 4 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- 6 教育目的以外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりしない。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、部屋管理や指導方法が不適切であると感じるときは、躊躇することなく管理職に報告する。あるいはスクールハラスメント相談委員会へ連絡をする。

相談窓口

学 校	スクールハラスメント相談	0267-92-2063
学校外	① 子どもの人権 110 番	0120-007-110
	② チャイルドライン	0120-99-7777
	③ 長野県教育委員会	026-235-7430
	④ 子どもの権利支援センター	026-235-7458
	⑤ 総合教育センター相談専用	0263-53-8811
	⑥ 長野県女性相談支援センター	026-235-5710

①子どもの人権



②チャイルドライン



「飲酒運転をしない(させない)ための校内ルール」

- 1 酒席に参加し、飲酒をする場合には原則として自家用車では参加しない。
- 2 幹事は受付で帰りの方法を確認する。(受付名簿に方法を記入する)
- 3 自家用車で参加し、運転代行で帰る場合には、代行業者へ電話したことを幹事又は管理職が確認する。
- 4 本ルールの対象となる酒席は、学校全体、学年会、教科会、PTA に係る席とする。